

議案第 8 9 号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例を制定するについて

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 1 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「645,000円」を「660,000円」に改め、同条第2号中「595,000円」を「610,000円」に改め、同条第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は令和7年6月1日から、改正後の条例第1条の規定は令和7年12月1日から適用する。

（報酬及び期末手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

宇治市議会の議員の報酬及び期末手当について、所要の改正を行うものであります。